

● 「健康増進法の一部を改正する法律案」に対する代表質問

立憲民主党・民友会 真山勇一

立憲民主党・民友会の真山勇一です。ただいま議題となりました「健康増進法の一部を改正する法律案」につきまして、会派を代表して質問致します。

冒頭にやはり申し上げておきたいことがあります。安倍政権の皆さん。中でも加藤厚生労働大臣、政治は誰のためにあるとお考えでしょうか。多数の議席を占めている者、力の強い者、お金をいっぱい持っている者のためでしょうか。先に成立した「働き方改革法」、もとい、「働かせ方改悪法」はデタラメなデータで作られた天下の悪法です。「高度プロフェッショナル」といっても年収要件などは何の根拠もなく、ほとんど曖昧。たった十二人へのヒアリング、しかもその大半は「後付け調査」という杜撰さ、きちんとした立法事実は示されないまま。多くの労働者の不安や過労死のご遺族の懸念に、最後まで何ひとつ誠実な答弁をせず成立させてしまいました。四十七項目もの附帯決議がつけられたことは、この法律が欠陥だらけという証拠です。その実態は「定額働かせ放題」ですから、そりゃ企業は喜ぶでしょう。しかし、私は納得できません。力の弱い者、お金を持っていない者から絞り取り、犠牲にするのが政治でしょうか。

自分とは違う意見、自分に都合の悪いことを言う人間は圧殺することが政治でしょうか。はからずもこの受動喫煙に絡み、政治家の本性を見た出来事がありました。自民党の穴見陽一衆議院議員は六月十五日の衆議院厚生労働委員会で、病をおして出席されたがん患者の参考人に対し、「いいかげんにしろ」と暴言を吐きました。その参考人の方は「招かれて行った場でやじを浴びせられ、悲しく残念な気持ちになった」とおっしゃったそうです。私は国会議員の一人として、申し訳ない気持ちでいっぱいです。今この場においでの方の皆さんの中にも私と同じ気持ちの方はいらっしゃると思います。また、やはり同じく自民党の大西英男衆議院議員は昨年五月、受動喫煙に絡んで、「がん患者は働かなくていい」と暴言を吐きました。権力を持つ者が、弱い立場にある者の、異なる意見を排除する、圧殺することがまかり通るなら、この世は闇です。

いいかげん、こんなことはやめにしませんか。多数の横暴を防ぎ、弱い者、貧しい者、少数の意見を尊重するために議会制民主主義は発達したのではありませんか。多くの議席を取ったことを錦の御旗にして、質問にはまるで答えず、その一方で虚偽、捏造、隠蔽、改ざん、偽証、そして強行採決を連発して悪法を次々に通す政権がこれ以上、居座れば、やはりこの世は真っ暗闇になります。厳重に、厳重に抗議致します。

さて、今回の法案について伺いたいと思います。

私自身のことを申し上げて恐縮ですが、私は喫煙者ではありません。マスコミに就職し、社会人になってほんのしばらく喫っていた時期もありますが、すぐにやめました。しかし、私の記者時代の記憶はたばこと密接に結びついています。報道局の机やテーブルの上のどの灰皿も吸い殻が山と積まれ、部屋中にもうもうと煙が立ち込めていました。たばこを吸いながら原稿を書く人も多かったですし、かっこよくたばこを吸う姿はマスコミ人のひとつのスタイルでした。映画の中では二枚目スターがたばこを吸うのがかっこいいとされ、「たばこは動くアクセサリー」とも言われたこともありました。そういう時代にメディアの世界で生きてきた私は、喫煙には少なからず寛容なつもりでおります。事実として、かつてたばこが文化の一部だったことは否めませんし、今も喫煙をなさる方には「喫煙の権利」もあると考えております。

しかし、時代は大きく変わっています。受動喫煙は死亡と障害をもたらす深刻な原因であり、スモークフリーの社会を創るべきという理解が、現在は世界標準なのです。喫煙者に「喫煙の権利」があるとしても、喫煙されない方の「望まない喫煙」は絶対に避けるべきであるというのが現在の世界的な常識です。とりわけ、全面禁煙は国際的な潮流です。WHO（世界保健機関）も、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締約国会議も、受動喫煙を防止するためには100%の全面禁煙の必要があるとしています。喫煙室を設けたり、空気清浄機を設置したりするのではなく、完全な全面禁煙です。すでに昨年時点で55ヶ国が全面禁煙と聞きます。ニューヨーク州やカリフォルニア州は早くから全面禁煙が徹底され、今やアメリカの半数以上の州が全面禁煙です。ハリウッド映画をみても、限られたシーンを除いて、二枚目スターがたばこを吸うシーンはまず見られなくなりました。時代とともに文化も変化するのです。

そんななかで政府は本法案を提出したわけですが、どうも世界の潮流とは大きく異なるようです。客席面積が100平米以下とか、資本金五千万円以下とか様々な抜け道を設けて喫煙を可能としたことについて、加藤厚生労働大臣に端的な説明を求めます。これでは世界的な全面禁煙の流れに逆行するという認識はありますか。【質問1】

この規定では55%のお店が喫煙可能になるといいます。2019年にはラグビーのワールドカップが開かれ、また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。2010年にWHOとIOCが「たばこのないオリンピック」の原則に合意したことを考えると、ほとんどの訪日客は、「開催国の日本は当然、全面禁煙だ」と思って来られるのではないのでしょうか。日本では子どもが入るお

店でも、かなり高い確率で受動喫煙になる可能性があることを、訪日客にあらかじめ告知しておくのですか。また、外国人の方が間違っ受動喫煙の被害にあわないようどんな措置を講じますか。【質問 2】

また、本法案は屋内の受動喫煙防止が基本となっていますが、屋外の対策はどうなっているのでしょうか。子どもを受動喫煙から守ること、また、歩きたばこの被害を防止することを考えるならば、屋外ルールも整備すべきと考えますが、実態は各自治体の条例等に任されているのが現状です。屋内ルールは国が作り、屋外ルールは自治体任せというのはどういう理由でしょうか。【質問 3】

本法案によると、第一種施設は原則として敷地内は禁煙となりますが、完全な全面禁煙ではありません。喫煙が可能な特定屋外喫煙場所の設置が認められます。学校や病院でも喫煙が可能になるとは驚きです。特定屋外喫煙場所については省令で定めるとのことですが、どのような基準が想定されるのでしょうか。【質問 4】

また、第二種施設では喫煙専用室の設置が認められるといます。先に挙げた WHO や諸外国の全面禁煙の考え方からすれば、喫煙専用室を認めても受動喫煙の被害は防げないはずですが、第二種施設における喫煙専用室の基準も省令で定めるとのことですが、これについても詳しい説明をお願い致します。【質問 5】

また、政府は加熱式たばこの他人への健康被害について「明らかでない」と言っています。それはいつ明らかになるのですか。明らかにする努力をしているのでしょうか。【質問 6】

また、現時点で、加熱式たばこは他人の健康に被害を与えないという確固たる根拠はありますか。健康被害の恐れが完全に否定されていないにもかかわらず、紙巻きたばこと違う扱いにする理由は何ですか。わずかでも健康被害の疑いがあるのであれば、安全が確認されるまで、紙巻きたばこと同様の扱いにすべきではないでしょうか。【質問 7】

ところで、加藤厚労大臣ご自身は喫煙者でしょうか【質問 8】。また、大臣が喫煙されるかどうかにかかわらず、本法案をどなたの利益のために提出されたのかお聞かせ下さい。【質問 9】

確かに、喫煙者には「喫煙する権利」があるかもしれませんが、しかしそれは、

非喫煙者の「望まない喫煙」を絶対に避けることが前提条件です。ですが、本法案では「喫煙する権利」は守られる一方で、非喫煙者の「望まない喫煙」を防止することは十分ではありません。半数以上のお店で喫煙が可能であり、第一種施設や第二種施設でも予期せぬ受動喫煙が起こり得るのです。よもやとは思いますが加藤厚労大臣、お金をたっぷり持っているたばこ産業や喫煙者が多いとされる自民党の方々の利益に配慮する一方、非喫煙者の健康がリスクに晒されることはないでしょうか。弱い者、お金のない者が犠牲になる政治はまっぴらです。今からでも遅くありませんから、本法案の抜本的な再考を強く求め、私、真山勇一の質問を終わります。